

平成30年4月9日

加盟団体
競技審判部会部員
公認レフェリー
公認審判員資格審査認定委員 各位

(公財) 日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

ヘッド、スロート、シャフトに修理を施した 検定合格ラケットの使用について

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。

検定合格ラケットのヘッド、スロート、シャフトの破損部分に修理を施したラケットの使用について、平成30年3月17日に開催された公益財団法人日本バドミントン協会競技審判部会で協議がなされ、下記のような見解に至りましたことをご報告いたします。

そもそもラケットの検定合格基準は本会競技規則第4条第1項を基準とすると同時にラケットの品質の向上と安全性も重要な検定合格基準となっております。さらに同条第3項には「ラケットは付着物、突起物があってはならない」とあることから、ヘッド、スロート、シャフトの破損部分に修理を施した検定合格ラケットは安全性と同条第3項に抵触するものであり、第1種大会およびその大会の予選会さらに第2種大会でのマッチ（試合）において検定合格ラケットとして使用することは認められないことになりました。

ただし、第1種大会、第2種大会以外の大会や練習時において使用することは安全性に十分気を付けられることを前提に使用することは認められます。

以上